

28 下水道施設土木工事施工管理基準

大 阪 市 建 設 局

下水道施設土木工事施工管理基準

この下水道施設土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、工事請負共通仕様書「共-1-1-3-3 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目的

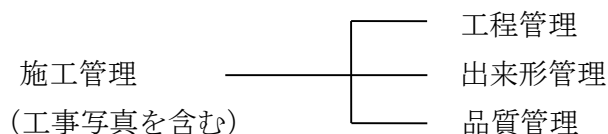
この管理基準は、下水道施設土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この管理基準は、大阪市建設局が発注する下水道施設土木工事類について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構成



4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理の項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式な

ど)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、監督職員の承諾を得て省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形測定報告書・出来形管理図等を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

基準高さについては、原則として設計図書における当該水準高値を基準とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この管理基準の適用は、試験区分で「◎」印となっている試験項目は、下記にあげる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工種を除き、全面的に実施するものとする。それらの小規模工事については、設計図書又は監督職員の指示により実施するものとする。

また、試験区分で「○」印となっている試験項目は特記仕様書等の設計図書又は監督職員の指示により実施するものとする。

(イ)路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 300m² 未満のもの）

(ロ)アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 300m² 未満のもの）

(4) 記録写真

施工管理にかかる工事目的物の出来形測定及び品質の試験または検査は、本基準に定める「写真管理基準」により、出来形測定値及び試験または検査の状況が容易に確認できるように撮影するものとする。なお、その他施工状況等の撮影箇所については、本編添付資料「27 工事写真帳作成要領」の規定によるものとする。

6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7 施工管理の記録

(1) 受注者は、施工管理にかかる測定並びに試験の結果を記録しなければならない。

- (2) 測定並びに試験等の記録は、管理図表及び一覧表等にまとめて、「出来形管理報告書」及び「品質管理報告書」に収録し、検査時に提出しなければならない。なお、工事の施工途中においても、監督職員から請求がある場合は、その都度必要な記録を提示しなければならない。
- (3) 前号の「出来形管理報告書」、「品質管理報告書」は第5項第4号「記録写真」との照合が容易にできるように構成するものとする。

8 是正措置

受注者は、実測値が規格値に対して偏向を示したり、ばらつきが大きくなる等、工事目的物の出来形及び品質に問題を生じるおそれがある場合は、その都度監督職員に報告するとともに協議を行い、適切な是正措置を講じなければならない。なお、実測値が規格値を満足しない場合は、その原因を究明し、改善策を立てて監督職員に報告するとともに、監督職員の指示を受けなければならない。

9 出来形管理基準及び規格値

別表目次

9-1 管路施設工事

土工（管路掘削）	添 28 - 8
土工（立坑・特殊マンホール等の掘削）	添 28 - 8
基礎工（立坑・特殊マンホール等の基礎工）	添 28 - 8
管基礎工（砂・碎石基礎）	添 28 - 8
管基礎工（コンクリート基礎）	添 28 - 8
管布設工（開削工法）	添 28 - 8
管布設工（プレキャストボックスカルバート工）	添 28 - 9
管渠工（現場打ち）	添 28 - 9
管推進工	添 28 - 9
シールド工（一次覆工）	添 28 - 9
シールド工（二次覆工）	添 28 - 9
マンホール・会所築造工	添 28 - 10
ます工	添 28 - 10
舗装工及び道路施設工	添 28 - 10

9-2 管きよ更生工事

管きよ更生工（自立管・二層構造管）	添 28 - 11
-------------------	-----------

管きょ更生工（複合管）	添 28 - 11
-------------	-----------

9-3 処理場・抽水所（ポンプ場）施設工事

土工（掘削）	添 28 - 12
仮設工（連続地中壁工 壁式）	添 28 - 12
仮設工（地中連続壁工 柱列）	添 28 - 12
仮設工（グラウンドアンカー工）	添 28 - 12
基礎工（基礎礫・捨コンクリート）	添 28 - 13
基礎杭工（既製杭）	添 28 - 13
基礎杭工（場所打ち杭）	添 28 - 13
施設築造工（円形構造物）	添 28 - 13
施設築造工（ポンプ場・処理場の池、槽の主要構造部）	添 28 - 14
施設築造工（池・槽の付帯構造部分）	添 28 - 14
施設築造工（開口部）	添 28 - 14
施設築造工（ゲート開口部）	添 28 - 14
施設築造工（処理場の流出とい）	添 28 - 15
施設築造工（流入渠・放流渠）	添 28 - 15
基礎工（矢板工）	添 28 - 15
管工事（管据付工）	添 28 - 15
管工事（ダクタイル鋳鉄管継手工）	添 28 - 15
その他（コンクリート擁壁工）	添 28 - 15
その他（塗装工・工場）	添 28 - 16
その他（塗装工・現場）	添 28 - 16

10 品質出来形管理及び規格値

別表目次

10-1 共通

土工（埋戻工・購入土）	添 28 - 17
土工（埋戻工・改良土）	添 28 - 17
コンクリート（材料）	添 28 - 18～19
コンクリート工（施工 施工後）	添 28 - 19～21
鉄筋工（材料 施工前 施工）	添 28 - 21～23
鋼材（鋼板、形鋼等）（材料）	添 28 - 23
鋼材（高力ボルト）（材料 施工）	添 28 - 23

基礎工（材料 砂）	添 28 - 24
基礎工（材料 再生砂）	添 28 - 24
基礎工（材料 再生砕石：RC - 40）	添 28 - 24
基礎工（材料 割り栗石）	添 28 - 24
舗装工（材料 再生砕石：RC - 40）	添 28 - 24
舗装工（材料 再生砕石：RC - 30）	添 28 - 25
舗装工（材料 粒度調整砕石：M - 25）	添 28 - 25
舗装工（材料 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ：HMS - 25）	添 28 - 25
舗装工（材料 アスファルト乳剤）	添 28 - 25
舗装工（材料 再生アスファルト混合物）	添 28 - 26
舗装工（施工 路盤工）	添 28 - 26
舗装工（施工 プラント再生舗装工）	添 28 - 26～27
舗装工（施工 コンクリート工）	添 28 - 27

10-2 管路施設工事

管布設工（開削）（材料）下水道用硬質塩化ビニル管	添 28 - 28
管布設工（開削）（材料）下水道用鉄筋コンクリート管	添 28 - 28
管布設工（開削）（材料）下水道用強化プラスチック複合管	添 28 - 28
管布設工（プレキャストボックスカルバート工）（材料）	
下水道用ボックスカルバート	添 28 - 29
管推進工（材料）下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	
下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管	添 28 - 30
管推進工（材料）ダクタイル鋳鉄管	添 28 - 30
シールド工（材料）セグメント（コンクリート系）	添 28 - 31
シールド工（材料）セグメント（鋼製）	添 28 - 31
組立マンホール設置工（材料）	
下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール	添 28 - 31
マンホール設置工（材料）下水道用鋳鉄製マンホール蓋	添 28 - 32
マンホール・会所築造工（材料）足掛金物	添 28 - 33
集水ます設置工（材料）ブロック類	添 28 - 33
集水ます設置工（材料）レンガ類	添 28 - 33
集水ます設置工（材料）鉄蓋	添 28 - 33
集水ます設置工（材料）簡易ます	添 28 - 33
中間ます設置工（材料）下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール	添 28 - 33
中間ます設置工（材料）下水道用中間ます鉄蓋	添 28 - 34

地盤改良工(薬液注入工) (材料 施工)	添 28 - 35
地盤改良工(高圧噴射攪拌工) (材料 施工)	添 28 - 35
マンホール蓋取替工 (材料) 蓋固定材料	添 28 - 36
マンホール蓋取替工 (材料) 調整リング・架台ブロック	添 28 - 36
マンホール蓋取替工 (施工) レジンコンクリート	添 28 - 36
マンホール蓋取替工 (施工) 無収縮特殊モルタル	添 28 - 36

10-3 管きよ更生工事

管きよ更生工 反転・形成工法【熱硬化タイプ(ガラス繊維なし)】	添 28 - 37
管きよ更生工 反転・形成工法【熱硬化タイプ(ガラス繊維あり)】	添 28 - 38
管きよ更生工 反転・形成工法【光硬化タイプ(ガラス繊維なし)】	添 28 - 39
管きよ更生工 反転・形成工法【熱形成タイプ(ガラス繊維なし)】	添 28 - 40
【別紙】反転・形成工法の物性値一覧表	添 28 - 41
管きよ更生工 製管工法(SPR工法)	添 28 - 42
管きよ更生工 製管工法(ダンビー工法)	添 28 - 43
管きよ更生工 製管工法(パルテムフローリング工法)	添 28 - 44
管きよ更生工 製管工法(3Sセグメント工法)	添 28 - 45
管きよ更生工 製管工法(PFL工法)	添 28 - 46
管きよ更生工 製管工法(クリアフロー工法)	添 28 - 47
管きよ更生工 製管工法(SWライナー工法)	添 28 - 48
管きよ更生工 製管工法(ストリング工法)	添 28 - 49

10-4 処理場・抽水所(ポンプ場)施設工事

基礎杭工(既製杭) (材料) 鋼管杭、H鋼杭	添 28 - 50
基礎杭工(既製杭) (材料) コンクリート杭	添 28 - 50
基礎杭工(既製杭) (材料) 合成杭	添 28 - 50
基礎杭工(既製杭) (材料) セメント	添 28 - 50
基礎杭工(既製杭) (施工) 鋼管杭	添 28 - 50
基礎杭工(既製杭) (施工) 鋼管杭、H鋼杭の現場溶接	添 28 - 51
基礎杭工(既製杭) (施工) コンクリート杭、合成杭の現場溶接	添 28 - 51
基礎杭工(既製杭) (施工)	添 28 - 52
基礎杭工(場所打ち杭) (施工)	添 28 - 52
管工事(鑄鉄管布設) (材料 施工)	添 28 - 53
管工事 (材料) 下水道用鋼管	添 28 - 53
管工事 (材料) 下水道用硬質塩化ビニル管	添 28 - 54

防食工（施工）事前調査工、劣化部除去工、鉄筋処理工	添 28 - 54
防食工（施工）断面修復用モルタル	添 28 - 54
防食工（施工）断面修復工	添 28 - 54
防食工（材料）ライニング材等	添 28 - 55
防食工（施工）塗布型ライニング工法	添 28 - 55
防食工（施工）シートライニング工法、耐硫酸モルタル防食工法	添 28 - 56
アンカー工（施工）グラウンドアンカー	添 28 - 56
塗装工（材料）	添 28 - 56